

国王尚元の、冊封使の帰朝を護送するため使者宋庇等を遣わす執照（一五六二、九、一三二）

琉球国中山王尚元、天使の回朝を護送する事の為にす。

今、特に使者宋庇・都通事鄭憲等を差わし、封王の宝船を駕使して福建地方に前往せしむ。除外に、文憑無くば官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、字字十七号半印勘合執照を給して都通事鄭憲等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

護送官二員

使者一員 宋庇 人伴五名

都通事一員 鄭憲 人伴五名

看針舎人二名 金章 林世明

弓箭手舎人二十六名

風勢を慎知する夷梢二十名

嘉靖四十年（一五六二）九月十三日

右の執照は都通事鄭憲等に付し、此れに准ぜしむ

天使の船隻を護送する事の為にす 執照

国王尚元の、冊封使の帰朝の消息をたずねて使者馬南比等を遣わす執照（一五六二、二、一一一）

琉球国中山王尚元、天使の船隻の回朝の消息を探聴す等の事の為にす。

聖恩もて給事中・行人等の官人役を差遣し、三桅の海船一隻に坐駕して嘉靖四十年（一五六二）閏五月内、国に到りて勅を頒ち皮弁冠服を齎賜するを荷蒙す。封建の事完り、十月十九日に本国の謝恩の船と共に一斉に開洋して回朝する外、奈んせん山海を阻隔するに縁り消息を知る莫し。

此の為に今、特に使者・通事等の官の馬南比・梁燦等を差わし、字字十八号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、福建等処に前去して回朝の消息を探聴し、及び原差^{もと}をさせる護送の官の使者宋庇・都通事鄭憲等の官人等を接回して回国せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬南比 人伴二名

通事一員 梁燦 人伴二名

管船火長一名 林泰